

関係分抜粋

第2期
恵庭市強靱化計画
【案】

令和8年(2026年)3月
恵庭市

第1章 はじめに

1 計画策定の経緯

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、恵庭市においては、最大震度 6 強の地震の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨や豪雪などの自然災害に対する備えが重要となっている。

こうした状況の中、国においては、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26 年（2014 年）6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。更に基本計画の策定から 5 年が経過した平成 30 年（2018 年）12 月及び施行後 10 年となる令和 5 年（2023 年）7 月に、国において基本計画の見直しが行われた。

北海道においては、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成 27 年（2015 年）3 月に「北海道強靱化計画」を策定した。また、同計画策定から 5 年が経過した令和 2 年（2020 年）3 月及び令和 7 年（2025 年）3 月には能登半島地震等直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

恵庭市においては、この間、東日本大震災や平成 28 年（2016 年）豪雨災害、平成 30 年（2018 年）胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「恵庭市地域防災計画」の見直しをはじめ、令和 3 年（2021 年）3 月に「恵庭市強靱化計画」、令和 4 年（2022 年）3 月に「恵庭市業務継続計画」、令和 5 年（2023 年）3 月に「恵庭市災害時受援計画」をそれぞれ策定する等して、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

今後も引き続き、恵庭市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行計画の推進期間である 5 年を経たことから次期計画として「第 2 期恵庭市強靱化計画」を策定する。

第2章 恵庭市強靱化の基本的考え方

1 恵庭市強靱化の目標

恵庭市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、恵庭市の重要な社会経済機能を維持することに加え、恵庭市がもつ利点や強みを活かして、国や道、他市町村への協力・支援に係る機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、恵庭市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であり、人口減少対策や地域活性化など恵庭市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、恵庭市の持続的成長につながるものでなければならない。

恵庭市の強靱化は、こうした見地から、恵庭市のみならず国家的な課題として、国、道、市、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、恵庭市の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる4つの基本目標（「人命の保護が最大限図られる」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」）や、北海道強靱化のめざす姿である「強靱な地域と人をつくり、国土の強靱化を支える安全・安心な北海道」と3つの目標（「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」）に配意しつつ、次の3つを恵庭市の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

恵庭市強靱化の目標

- （1）大規模自然災害から市民の生命・財産と恵庭市の社会経済システムを守る
- （2）恵庭市の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- （3）恵庭市の持続的成長を促進する

(3) 豪雨／暴風雨

- 昭和 56 年(1981 年)8 月の低気圧前線と台風による大水害(所謂「56 水害」)をはじめ、前線性降雨や台風による浸水、倒木等の被害が数年に 1 度程度の頻度で発生
- 最近では平成 30 年(2018 年)9 月の台風第 21 号接近の際、暴風により多数の倒木が発生したほか、飛散物が壁に当たる等して住家の一部損壊が発生

(4) 豪雪／暴風雪

- 平成 4 年(1992 年)3 月の地吹雪やホワイトアウトの影響により道央自動車道上において車両 186 台の多重事故が発生、死者 2 人、重軽症者 108 名の被害が発生
- 令和 4 年(2022 年)2 月の石狩地方における局地的な大雪のため、約 1 週間にわたって交通障害により市民生活に多大な影響が発生

2-2 市外における主な自然災害リスク

2-2-1 北海道内（一部に恵庭市内に係る内容を含む。）

(1) 地震・津波

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
 - ・十勝沖から択捉島沖における 30 年以内に M8.8 程度以上の地震発生確率は 7～40%程度(令和 7 年(2025 年)1 月 地震調査研究推進本部長期評価)
 - ・根室沖における 30 年以内に M7.8～8.5 程度の地震発生確率は 80%程度(同上)
 - ・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 26.5m(令和 3 年(2021 年)7 月太平洋沿岸津波浸水想定)
- 北海道日本海沿岸の津波浸水想定(平成 29 年(2017 年)2 月北海道日本海沿岸における津波浸水想定公表について)
 - ・10m以上の津波高となるのは 21 市町村(最大津波高は 26.9m)
 - ・海岸線での津波影響開始時間(±20cm)が最短 10 分以内となるのは 24 市町村
- 内陸型地震(令和 7 年(2025 年) 地震調査研究推進本部 HP)
 - ・道内の主要活断層は 9 箇所
 - ・黒松内低地断層帯の発生確率・・・ M7.3 程度以上、30 年以内に 2%～5%以下
 - ・サロベツ断層帯の発生確率・・・ M7.6 程度、30 年以内に 4%以下
- 過去の被害状況(北海道による)
 - ・平成 5 年(1993 年)北海道南西沖地震・・・ M7.8、最大震度 6(推定)
津波の最大遡上高 30m以上
死者・行方不明者 229 人
 - ・平成 15 年(2003 年)十勝沖地震…………… M8.0、最大震度 6 弱、
津波の最大津波高 4.4m
(現地調査による。気象庁技術報告より。)
死者・行方不明者 2 人
 - ・平成 30 年(2018 年)北海道胆振東部地震・・・ M6.7、最大震度 7、死者 44 人

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など恵庭市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、恵庭市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 火山噴火や火山噴出物、土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン・交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生 (道内)

※起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の末尾にある(道内)(道内/道外)の記述は対応すべきリスクの所在を表す。

道内～道内で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態

道外～道外で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態

(以降、全リスクシナリオに適用)

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は全道平均及び全国平均を上回っているが、目標値に未到達であることから、国の支援制度の周知等により耐震化を促進する必要がある。
- 観光客等、多数の者が利用する建造物の耐震化目標は達成しているが、恵庭市観光振興計画に基づく観光客の誘客を推進中であり、観光客を災害から守るため引き続き耐震化を促進する必要がある。
- 学校施設、社会福祉施設、体育施設等の多人数が集まる施設の耐震化は概ね達成されているが、これらの施設は災害時に避難場所等として利用される場合もあることから、耐震化率 100%を維持する必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物等の老朽化対策について、公共施設等総合管理計画、公営住宅等長寿命化計画等の施設毎に定めた長寿命化計画等に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する必要がある。
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用等を通じ、既存建築物の不燃化や老朽家屋の建て替え、空き家等の有効活用を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等は、地震直後から発生する緊急輸送や避難を円滑かつ確実にするために必要不可欠な道路であることから、関係機関と連携して整備に取り組む必要がある。
- 市が管理している避難所へのアクセス道等の橋梁については、恵庭市橋梁長寿命化修繕計画等に基づき予防保全型の修繕を行う必要がある。
- 被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うためには緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等の無電柱化を検討する必要がある。
- 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、除雪体制を確保する必要がある。

(地盤等の情報共有)

- 道の計画により、地震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化が推進されることとなっており、市の施策への活用要領について検討する必要がある。

【指標 (現状値)】

・住宅の耐震化率	92.8% (2025)	*全道 91%・全国 87% (2020)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	97.0% (2021)	*全道 94%・全国 90% (2022)
・公立小中学校の耐震化率	100% (2025)	*全道 99%・全国 99% (2023)
・病院(20人以上入院可能)の耐震化率	100% (2025)	*全道 80%・全国 80% (2022)

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止（道内／道外）

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援等で災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、他市町村や民間企業・団体等との間で各種協定を締結しているが、これら協定の実効性を確保するために、協定締結団体に加えて地域住民を参加させた防災訓練を実施する等、平時の活動を促進する必要がある。
- 上記内容に加えて、今後も防災の体制を充実させるため、対象業務の拡大等の協定内容見直しを適宜実施する必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国や道からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者との協定に基づく物資提供受け等においては、事前に支援物資の経費負担の有無や調達方法を確認しているところである。このことから、物資拠点施設等への物流専門官の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築する等、現在実施中の取組を更に効果的なものとするため、国、道、市、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取組む必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことが無いよう、緊急輸送用の道路のうち優先して復旧し、通行を確保すべき区間について、必要な検討を進める。
また、事業者に対して緊急通行車両の事前届け出の啓発を推進する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動は、災害対応において不可欠の要素であり、これら活動を充実させるためには、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入れ体制の整備、災害に関する専門的なボランティアについての情報収集及びネットワーク化の検討を推進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る必要がある。
- 恵庭市花の拠点は、大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点の一つであり、太平洋沿岸等における地震・津波の被害想定等を踏まえ、その機能や活用方法等、施設の在り方を多角的に検討する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 大規模災害時において、応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道は、14の振興局毎に備蓄整備方針を策定し、振興局内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取組むことから、市もこの取組に協力する必要がある。
- これまでも必要な物資の備蓄は計画的に推進しており一定の成果を上げているが、今後は、国や道の助成金等の活用や民間事業者等との協定等を通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する必要がある。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要である旨を出前講座や地域FMを通じて啓発を実施中であるが、引き続きこれらの手段の他、SNS等を活用する等して啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を推進する必要がある。
- 避難所の生活にも必要となる懐中電灯や携帯ラジオ、お薬手帳と定期的に服用している医薬品、防寒着等の準備についても併せて啓発する必要がある。

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生（道内）

【評価結果】

（避難場所の指定・整備・普及啓発）

- 恵庭市における指定緊急避難場所及び指定避難所について、収容人数は災害時に想定される避難者数を全て受け入れ可能であり耐震性も確保されているが、物資の備蓄、避難所毎の各別の運営マニュアル作成等、適切な管理のための取組を推進する必要がある。
- 自主防災組織の活動カバー率は全国平均を超えているが、最終的には100%を目標として、市内全域において住民が主体の運営体制が構築できるよう支援する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所は、当面の必要数は確保されているが、開設状況や避難方法に関して、要配慮者への情報伝達体制の構築、福祉避難所の対象者、位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含めて整備が行われているが、引き続き各施設の事情及び地域の実情に応じた施設整備や修繕を計画的に促進する必要がある。
- 市内では生活環境の整った避難所が十分に確保できない場合に実施する広域避難について、国・道の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する必要がある。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 市は、災害発生時、炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応等、避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備等の簡易ベッド及びプライバシー確保用資材の調達・確保、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上等、避難所における良好な生活環境を確立できるよう備蓄や体制作りを推進中であり、引き続きこれらの施策を促進する必要がある。また、感染症対策に配慮した避難所運営について、検討する必要がある。
- 在宅避難や車中泊による避難等、避難所以外の避難者に対する対応、特に物資の配送や災害関連死予防のための処置等、未だ施策が確立していない事項が多いため、対応方法を検討する必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、恵庭市第2期災害用物資備蓄計画に基づき、市が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携し停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレ等の備蓄を推進する必要がある。
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証を行い、積雪や寒冷な気候と暑さへの対策の両立、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を推進する必要がある。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練、避難所運営訓練は、早急に着手し、市内に普及する必要がある。
- 厳冬期特有のリスクについて、防災教育を通じた普及啓発を更に促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・福祉避難所の確保状況 100%（2019） *全道100%

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止（道内）

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、上水道基幹管路の耐震適合率100%（L1）を維持するとともに、市の水道事業管路更新計画に基づき、配水管支管の耐震化が必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 災害時における水道施設の機能不全に備え、恵庭市公営企業緊急貯水槽整備計画に基づく緊急貯水槽の整備や毎年実施する給水訓練等により、応急給水体制を整備しているところであるが、引き続き計画的に市内各地へ給水できるよう緊急貯水槽や浄水場へのアクセス道路を整備する必要がある。
- 日本水道協会主催の研修会に参加する等、人材育成に取り組んでいるところであり、引き続き施策を継続する必要がある。

（下水道BCPの見直し）

- 災害時に備えた下水道のBCPは平成29年に策定済みであり、国の策定マニュアルの改訂に伴い見直す必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 下水道の耐震化計画に基づき耐震化を進めており、管渠施設の重要な幹線および処理場施設や重要な施設の耐震化を促進する必要がある。
- スtockマネジメント計画に基づく点検調査及び修繕改築を実施中であり、今後は5年ごとに計画を改定し、施策を継続する必要がある。
- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を、当面、令和6年度末の合併浄化槽による水洗化・生活排水処理人口1,013人からの向上を目指して、引き続き転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率
 - L1：レベル1地震動(概ね震度6弱未満) 100% (2025)
 - L2：レベル2地震動(概ね震度6強) 81.6% (2025)
- ・ 配水支管の耐震化率(L1) 96.4% (2025)
- ・ 下水道BCP 策定済み (2025)
- ・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策 耐震化計画策定済み (2025)
- ・ 下水道施設の長寿命化計画 スtockマネジメント計画策定済み (2025)
- ・ 合併処理浄化槽による水洗化・生活排水処理人口 1,013人 (2025)

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な市街地等における緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、無電柱化の検討及び橋梁の定期的な点検、計画的な修繕を促進する。〔国、道、市〕《道内》
- 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道について、除雪体制の確保に留意する。〔国、道、市〕《道内》

（地盤等の情報共有）

- 国が実施する地震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化の推進について、進捗状況を把握し、市の施策への活用要領について検討する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップの作成をはじめとする変動予測調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。〔国、道、市〕《道内》

（防火対策・火災予防）

- 消防法令違反の是正や住宅用防災警報器設置等による住宅防火対策の推進や、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。〔国、道、市〕《道内》

《指 標》

住宅の耐震化率	92.8%（2025）	⇒	95%（2030）
多数の者が利用する建築物の耐震化率	97.0%（2025）	⇒	100%（2027）
社会福祉施設の耐震化率	調査中%（2025）	⇒	100%（2030）
病院（20人以上入院可能）の耐震化率	100%（2025）	⇒	維持
公立小中学校の耐震化率	100%（2025）	⇒	維持
公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率	100%（2025）	⇒	維持

- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用する等して啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を推進する。この際、避難所の生活にも必要となる懐中電灯や携帯ラジオ、お薬手帳と定期的に服用している医薬品、防寒着等の準備についても併せて啓発する。〔道、市、民間〕《道内》
- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討する等、地域における備蓄体制の構築を推進する。〔市〕《道内》

《指 標》

防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）	92 件（2025）⇒ 現状値以上（2030）
備蓄計画策定状況	策定済み（2025）⇒ 逐次見直し
非常用発電機備蓄状況	95 台（2025）⇒ 維持
非常用ポータブルストーブ備蓄状況	244 台（2025）⇒ 338 台（2030）
非常用大型ストーブ備蓄状況	86 台（2025）⇒ 維持

《推進事業》（仮置き）

防災備蓄の推進【総務部】

災害時応援協定の締結【総務部】

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況等、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。〔道、市〕《道内》
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取組む。〔道、市、民間〕《道内》
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含めて各施設の事情及び地域の実情に応じた施設整備や修繕を計画的に促進する。〔国、道、市〕《道内》
- 市内では生活環境の整った避難所が十分に確保できない場合に実施する広域避難について、国・道の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する。〔国、道、市〕《道内》

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応等、避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシー確保用資材の調達・確保、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上等、避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、感染症対策に配慮した避難所運営、在宅避難や車中泊による避難等、避難所以外の避難者への対応方法について検討を促進する。〔道、市、民間〕《道内》

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 恵庭市第2期災害用物資備蓄計画に基づき、市が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携し停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレ等の備蓄を推進する。〔道、市、民間〕《道内》
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証を行い、積雪や寒冷な気候と暑さへの対策の両立、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を推進する。〔道、市、民間〕《道内》
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。〔道、市〕《道内》

《指 標》

福祉避難所の確保状況

100%（2025） ➡ 維持

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水管支管の耐震化や今後の水需要等を考慮した施設の更新・維持管理等の老朽化対策を促進する。〔国、道、市〕《道内》
- 災害発生時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点及びそのアクセス道路の確保や給水訓練の実施等、応急給水拠点への緊急貯水槽の整備、関係団体及び地域と合同の給水訓練の実施等、応急給水体制の整備を促進する。また、日本水道協会や水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材を育成する。〔国、道、市〕《道内》

（下水道施設等の防災対策）

- 災害時に備えた下水道のBCPについて、国の策定マニュアルの改訂に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に行う。〔国、道、市〕《道内》
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。〔国、道、市〕《道内》

《指 標》

上水道の基幹管路の耐震適合率

L1：レベル1地震動(概ね震度6弱未満)に対応	100%(2025)	⇒	維持
L2：レベル2地震動(概ね震度6強)に対応	81.6%(2025)	⇒	現状値以上(2030)
配水管の耐震化率(L1)	96.4%(2025)	⇒	現状値以上(2030)
下水道BCPの策定状況	策定済み(2025)	⇒	逐次見直し
地震対策上重要な下水管渠の耐震化計画	策定済み(2025)	⇒	逐次見直し
下水道施設のストックマネジメント計画	策定済み(2025)	⇒	逐次見直し
合併処理浄化槽による水洗化・生活排水処理人口1013人中(2025)		⇒	現状値以上(2030)

《推進事業》（仮置き）

道路整備事業（恵庭市管内道路整備事業__新奥御料線(盤尻1号線、同2号線)）【建設部】
重要管路整備事業【水道部】
通常管路整備事業【水道部】
終末処理場整備事業【水道部】
応急給水体制の確保及び推進【水道部】
水道管路更新(耐震化)事業【水道部】
配水管整備事業【水道部】
水道施設の適切な維持管理【水道部】
合流地区分流化事業【水道部】
個別配水処理施設整備事業【水道部】

3 必要な予算の確保に向けた国や道への働きかけ

令和7年6月に国が策定した「第1次国土強靱化実施中期計画」等、国や道の計画に関する情報を収集し、施策プログラムの実現に必要な予算を確保するよう国や道に働きかける。

4 強靱化の取組と関連するSDGs（持続可能な開発目標）の主な目標



※ 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

平成27年(2015年)9月に国連で採択された、先進国を含む令和12年(2030年)までの国際社会全体の開発目標。

17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成。